
FW: ご連絡文書送付のご案内

-----Original Message-----

Sent: Wednesday, March 11, 2026 6:18 PM

To: info@cso-fukuoka.net

Subject: Re: ご連絡文書送付のご案内

お世話になっております

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。2026年1月20日付貴機構発2025-021号書面にて頂戴いたしましたご連絡につき、下記のとおり回答申し上げます。

第1 特定商取引法の適用および契約主体について

1 「わたしNEXT」退職代行サービスの契約主体について

「わたしNEXT」退職代行サービスは、合同労働組合「退職代行toNEXTユニオン」（以下「本労働組合」といいます。）が、同組合の組合員に対して提供するサービスです。

本サービスの利用にあたっては、利用申込と同時に本労働組合への加入申込が行われ、加入が承認された者のみが組合員として本サービスの提供を受ける仕組みとなっております。

なお、ウェブサイト上では本サービスの名称として「わたしNEXT」と表示しており、クレジットカード等の決済明細上の加盟店名（店舗名）としては「toNEXTドットジェイピー」と表示される場合があります。決済後に当該表記名から検索される利用者もいることから、ウェブサイト上でも当該表記を併記しております。

これは、利用者が決済内容を識別しやすくする等の目的で用途に応じて表記を使い分けしているものであり、いずれも本労働組合が提供する同一のサービスを指すものであって、別個の運営主体・契約当事者を意味するものではありません。したがって、本退職代行サービスの契約当事者は、本労働組合およびその組合員であると整理しております。

2 本労働組合とtoNEXTドットジェイピーとの関係について

上記のとおり、「わたしNEXT」および「toNEXTドットジェイピー」は、本労働組合のサービスに関する用途別の表記であり、本労働組合とは別個の事業者として提携関係にあるものではありません。

第2 特定商取引法の適用について

本退職代行サービスは、本労働組合がその組合員に対して提供する活動の一環として行われる役務提供です。

労働組合がその組合員に対して行う組合活動については、特定商取引法の趣旨・構造に照らし、一般の営利事業者による消費者向け取引とは性質を異にするものであると理解しております。

本サービスは、組合加入を前提とし、組合員としての地位に基づき提供されるものであることから、通常の通信販売契約とは法的性質を異にするものと考えております。

もっとも、利用者保護の観点から、ウェブサイト上には事業者情報、問い合わせ窓口等を明示しており、透明性の確保には十分配慮しております。

第3 消費者契約法の適用について

貴機構ご指摘のとおり、消費者契約法第2条における「事業者」には法人その他の団体が含まれる旨の解釈が示されていることは承知しております。

もっとも、本サービスは、労働組合の活動の一環として組合員に提供されるものであり、その法的性質は一般的な消費者契約とは異なる側面を有しております。

当方としては、引き続き利用規約の明確性および利用者保護の観点に留意しつつ運営を行ってまいりますが、現時点では、本サービスの性質を踏まえた上で検討すべき事項があるものと理解しております。

以上、現時点における当方の見解を申し述べました。

貴機構において、当方の上記整理を前提としない具体的な事情又は根拠資料等がございましたら、ご教示いただけますと幸いです（その際は「」のみにご連絡いただき、他のアドレスをccに含めないようお願い致します） 特段のご連絡がない場合には、本書をもって本件に関する当方の回答とさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

>

>